

鳥取市山陰海岸ジオパーク魅力活用総合補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市山陰海岸ジオパーク魅力活用総合補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、本市における山陰海岸ジオパークの取り組みの推進を図ることを目的に交付する。

(補助事業)

第3条 本補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表第1欄に掲げる事業とする。

(補助対象者)

第4条 本補助金の対象となる者は、別表の第1欄に掲げる事業の区分に応じ、山陰海岸ジオパークを活用した取り組みを行う者とする。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金は、別表第1欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に掲げる補助対象経費の総額（消費税及び地方消費税は除く。）に同表の第4欄に掲げる補助率を乗じた額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、同表の第5欄に掲げる額を限度とし、原則として1者1事業1年度につき1回に限り交付する。

2 別表の第1欄に掲げる事業のうち「ジオツーリズムの振興につながる事業」、「普及・啓発の推進につながる事業」については、事業の実施に伴い、参加費、協賛金その他の収益が発生した場合は、補助対象経費から当該収入相当額を控除した額を補助対象経費とする。

(交付申請の時期等)

第6条 規則第4条の規定による本補助金の交付申請は、着手の30日前までに行わなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、本補助金の増額以外の変更とする。

(着手届を要しない場合)

第8条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する場合以外のすべてに係る場合とする。

(実績報告)

第9条 規則第12条に定める実績報告は、補助事業の完了、中止又は廃止の日から14日を経過する日までに行わなければならない。

2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 参加費、協賛金その他の収益が発生した場合は、自己資金と分けて収支決算書に記載し報告しなければならない。

(財産の処分制限)

第10条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間）とする。

2 規則第16条第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
- (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの
(鳥取市山陰海岸ジオパーク魅力活用総合補助金交付審査会)

第11条 本補助金の適正な交付に資するため、鳥取市山陰海岸ジオパーク魅力活用総合補助金交付審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

- 2 審査会は、本補助金の交付の申請の内容等について審査する。
- 3 審査会の組織、運営等は、別に定める。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月30日から施行し、平成26年12月25日以後に申請する事業について適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

1 対象事業	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額
産業振興につながる事業	山陰海岸ジオパークを活用した取組みを行う者	<ul style="list-style-type: none"> 販売目的で実施する事業で、ジオパークをPRする土産物や飲食品の開発及びその商品のPRに要する経費 その他、産業振興につながる事業に要する経費 	4/5	20万円
ジオツーリズムの振興につながる事業	同 上	<ul style="list-style-type: none"> 山陰海岸ジオパーク地域内で実施される体験メニューやガイド解説等を盛り込んだツアーで、将来的に地域資源を活用したジオツーリズムの定着につながると認められる事業に要する経費 その他、ジオツーリズムの振興につながると認められる事業に要する経費 	同 上	20万円
受入れ態勢の向上につながる事業	同 上	<ul style="list-style-type: none"> ジオサイトの整備充実(多言語化含む。)を図るために必要な経費 顧客満足度調査等今後のもてなしの向上につながる事業に必要な経費 各地のジオサイトを結びつけ交通の利便性向上のための整備に必要な経費 山陰海岸ジオパークを紹介するために製作される、看板の製作及び既存看板の刷新等に要する経費(設置に伴う既存看板の撤去費含む。) ガイドの育成に関する経費 補助事業者が自主的に行うジオサイトの定期的な清掃、見回り等保護・保全に係る経費 補助事業者が自主的に行う人材育成や交流活動等の他ジオパークとのネットワーク活動に係る経費 その他、受入れ態勢の向上につながると認める経費 	同 上	20万円
普及・啓発の推進につながる事業	同 上	<ul style="list-style-type: none"> 研修会、講演会等地元の機運醸成や知識の向上につながる事業に必要な経費 県内外で開催されるイベント等の実施経費 その他、普及・啓発を行うために必要な経費 	同 上	40万円